

衆議院 文部科学委員会 議 録 第 八 号

平成十九年四月六日(金曜日)

午前九時四十分開議

出席委員

委員長 榎屋 敬悟君

理事 鈴木 恒夫君

理事 西村 明宏君

理事 松浪健四郎君

理事 笠 浩史君

理事 阿部 俊子君

井脇ノブ子君

江崎 鐵磨君

小淵 優子君

北村 誠吾君

佐藤 鍊君

西本 勝子君

馳 浩君

平口 洋君

藤田 幹雄君

大島 章宏君

長妻 昭君

松野 頼久君

西 博義君

保坂 展人君

理事 田野瀬良太郎君

理事 平田 耕一君

理事 藤村 修君

理事 伊藤 渉君

秋葉 賢也君

宇野 治君

小川 友一君

大塚 拓君

小島 敏男君

柴山 昌彦君

葉梨 康弘君

原田 令嗣君

福田 峰之君

馬渡 龍治君

長島 昭久君

野田 佳彦君

松本 大輔君

石井 郁子君

委員の異動
四月六日
辞任

飯島 夕雁君

加藤 紘一君

鈴木 俊一君

二田 孝治君

山本ともひろ君

奥村 展三君

田島 一成君

高井 美穂君

松本 剛明君

宇野 治君

大塚 拓君

北村 誠吾君

葉梨 康弘君

原田 令嗣君

大島 章宏君

長島 昭久君

長妻 昭君

松野 頼久君

補欠選任

大塚 拓君

原田 令嗣君

北村 誠吾君

葉梨 康弘君

宇野 治君

大島 章宏君

長島 昭久君

松野 頼久君

長妻 昭君

松本 剛明君

高井 美穂君

山本ともひろ君

飯島 夕雁君

鈴木 俊一君

二田 孝治君

加藤 紘一君

奥村 展三君

田島 一成君

松本 剛明君

高井 美穂君

今日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

武力紛争の際の文化財の保護に関する法律案
(内閣提出第五〇号)

○榎屋委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、武力紛争の際の文化財の保護に関する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として宮内

庁書陵部長折笠竹千代君、外務省大臣官房審議官猪俣弘司君、大臣官房参事官谷口智彦君及び文化庁次長高塩至君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと答へる者あり〕

○榎屋委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○榎屋委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。笠浩史君。

○笠委員 統一地方選挙中で、ちよつと声がかれてるんですけども、民主党の笠浩史でございます。

きょうは武力紛争の際の文化財の保護に関する法律案について質疑をさせていただきたいと思ひます。

ちよつとお聞き苦しい点があるかと思ひますが、御容赦をいただければと思ひます。

文化財と文化遺産というものについては、単にその国の財産としてではなく、まさに人類共通の財産として、過去から現在、そして一番大事なことは、未来へ向けて私どもが引き継いでいく、守っていくということが一番の責務であろうと考えております。

にもかかわらず、残念ながら、紛争あるいは自然災害などによつて、十分な保護が図れないケースというものもたくさんあることは事実でございます。

そうした中、我が国としても、人類共通の貴重な財産、資産である文化財をしっかりと守っていくために国際協力を推進していくということは大変重要だと考えます。

昨年の通常国会で、超党派で検討してきた海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律等も成立をさせたわけでございます。

こうした中、我が国が今後、文化財保護の国際協力を推進し、さらには海外に向けて文化立国としての存在感を高めていくこと、これは大変重要であ

ろうと考えております。

まず、質問に先立ちまして、冒頭、伊吹大臣にお伺いをしますが、こうした文化財保護という面で国際協力あるいは国際貢献というものを積極的に行っていくことについて、大臣の御意思あるいは今後の決意というものをまず最初にお伺いしたいと思ひます。

○伊吹国務大臣 先生が御指摘になつておられるように、単にその国のものだけではなく、国際的に見て、全人類の財産ですから、我々人間の業のような行いの中で、人間がそれを壊すということのないように、各国が自制心を持つて対応する、そしておのおの、能力と技術を持つていてる国は、それのない国に対して手を差し伸べながら、一緒に地球、世界の財産を守っていくという意味では、この条約は一つの試みだと私は思ひます。

戦争というのは、ちよつど選挙のときになると政治家がころつと人柄が変わるように、何が起るかわからぬような事態でもあるわけですから、常にこういう規範的な取り決めをして、自制心を持ちながらやっていく。

私は京都なんですけれども、アメリカの資料を讀んでみると、当時、京都、奈良には歴史的な財産があるからこゝへ爆撃をしてはいけないという主張をしてくれた人がいたために、日本の文化財はある程度守られてきたというようなことも、やはり、いい意味で人間の良識のようなものもあると私は思ひますから、ぜひこの条約の精神にのつとめて、我が国は少なくとも諸外国から後ろ指を指されることのないように努力をしたいと思つております。

○笠委員 そうした点から考えますと、武力紛争の際の文化財の保護に関する条約、いわゆるハーグ条約、あるいは同条約の議定書及び第二議定書の締結についての案件が、今回、この国会に提出

文部科学大臣 伊吹 文明君
外務副大臣 岩屋 毅君
文部科学大臣政務官 小淵 優子君
政府参考人 折笠竹千代君
(宮内庁書陵部長)
政府参考人 猪俣 弘司君
(外務省大臣官房審議官)
政府参考人 谷口 智彦君
(外務省大臣官房参事官)
政府参考人 高塩 至君
(文化庁次長)
文部科学委員会専門員 井上 茂男君

をされたわけですが、ハーグ条約については、御案内のとおり、この条約起草会議にも日本は代表団を派遣して、そして一九五四年九月六日に条約及び議定書に署名しております。しかしながら、その批准についてはこれまで見送っております。まさに今回、署名から五十年を経て、ようやく締結しようということになったわけですね。

そこで、きょうは岩屋外務副大臣にもおいでをいただいておりますので、まず、なぜこれほどの時間が、半世紀にわたってかかってしまったのか。私は、ちよつと遅きに失したというような感もぬぐえないんですけれども、その点についてお答えをいただければと思います。

○岩屋副大臣 おはようございます。どうぞお体に気をつけて、余り無理をなさらないように、体を休めていただきたいと思います。

今お尋ねの、なぜ五十年もかかったかということでございますが、先生おっしゃったように、我が国は一九五四年に署名をしております。しかし、この条約は、ある意味では有事法制の一端をなすものでございまして、先生御承知のように、我が国におきましては、長年にわたって、この条約の実施法を含む有事法制について検討できる状況にはなかつたわけでございます。ただ、近年、有事法制の整備も進んでまいりましたので、条約を締結する環境が整ったというふうに判断をしたところでございます。

それから、条約の中身にもいささか問題がございまして、この条約の中では、特に重要な文化財に対してより高い保護を与える特別の保護という制度があるわけでございますが、この特別の保護が付与されるためには、文化財が軍事目標から十分な距離を置いて所在するという条件を満たす必要があるわけでございます。ただ、この十分な距離というのはいくほどの程度か、必ずしも明確ではありませんでした。したがって、我が国としては、当初、特別の保護の申請対象として検討していた、例えば京都ですとか奈良等の地域が、大臣のお地元でもございますが、右要件を満たすこ

とができるか不明確であるという問題がございましたので締結が困難であつたということでございます。

しかし、この点に關しましては、二〇〇四年に発効した第二議定書におきまして、特別の保護という、今申し上げた制度を改善する措置がとられました。それは今度、強化された保護という名前になったわけですが、距離の概念を条件に含めていない、そういう強化された保護という新しい制度が設けられましたので、この強化された保護の利用を通じて、特別の保護と同程度の保護を文化財が受けられるということになりました。

このような状況の変化によりまして、今国会におきまして、条約等の締結につき承認をお願いすることができるようになったということでございます。

○笠委員 では、ちよつと確認をしたいんですけれども、

ということとは、今お話がありましたこの第二議定書が一九九九年三月二十六日に策定され、そして二〇〇四年、今ありましたように、三月九日に発効しておりますが、この第二議定書が作成をされたから今回締結へ向けた具体的な動きに入ったということでしょうか。先ほどの前段の部分での理由、それ以外では、とりあえず第二議定書の発効が我が国の締結へ向けての動きを大きく加速させた一番の理由というふうに考えていいのでしょうか、お答えをいただけますか。

○岩屋副大臣 今申し上げたように、両方なんですけれども、一つは、有事法制の環境が整つたということと、それから、第二議定書の発効によりまして、つまり距離にかかわらず文化財を指定することができるといふ、強化された保護という概念が出てきた、これがやはり大きな理由になつていふところでございます。

○笠委員 その強化された保護についてなんですけれども、確かに、距離の問題、いろいろとあいまいな部分があつたわけですね。それで、我が国

としては、これまであつた特別保護、そこから、今後の国内の文化財を守るに当たっては、この条約あるいは議定書の締結によって、強化された保護に準じて国内の体制づくりを極力進めていくというふうなことではないのかどうかの確認をお願いいたします。

○高塩政府参考人 お答え申し上げます。

今先生御指摘のように、二〇〇四年に発効いたしました第二議定書におきまして強化保護制度というものができましたために、この条約の批准に向けた動きが加速しているということでございまして、まさに強化保護文化財の制度につきまして、私どもとして今後検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○笠委員 具体的なことについては後に譲らせていただきますけれども、このハーグ条約については、二〇〇七年二月一日現在で、私がいただいた資料によりますと百十六カ国が締結をし、議定書についてはこの時点で九十三カ国が締結をしている。しかしながら、アメリカあるいはイギリスあるいは韓国は締結をしていないわけですね、けれども、外務省としては、特にアメリカですね、なぜ米英というものが締結をしていないのか、あるいは今後締結へ向けて、具体的な動きが今あるのかどうか、その点についての今の状況についての説明をお願いいたします。

○岩屋副大臣 お尋ねの米英についてでございますけれども、米国においては、当時のクリントン大統領が、一九九九年一月に上院に対して条約批准のための助言と同意を求める書簡を提出しております。しかし、その後上院ではいまだに本件に関する審議が行われていないということで、私どもも米国政府に照会をいたしました。米政府としては条約の締結に問題があると認識しているわけではないけれども、議会において強い関心が必要とされているというところで優先順位が上がっていないというふうに承知しております。

それから、英国でございますけれども、先ほど

の距離の話などもそうだったと思うんですが、この条約に不明確な部分が多い、したがって英国もこれまで未締結であつたと承知をしております。しかし、第二議定書が採択されたことによりまして環境が整つたとして、今英国におきましても締結に向けて作業が進んでいるというふうに承知をしております。

○笠委員 アメリカについては、今お話があつたように、クリントン大統領の時代には前向きであつたと、大統領自身としては。

これは実は全く違う案件なんですけれども、先般私も外務委員会の方で、例の国際刑事裁判所、これも実はクリントン時代には非常に積極的な動きがあつたけれども、ブッシュ大統領の時代になつてどうもその動きがとまっているというふうなことでも、そこは議会の、アメリカの問題でありまして、実際に武力紛争における文化財の保護ということになれば、この数年というか近年を見ても、やはりアメリカが締結していないこと果たして実効性があるだろうかというふうなことを私は大変危惧しているわけでございます。

そこで、まず一つ確認をしたいんですけれども、これは事務方で結構なんです、この締結をしていない国、例えば具体的にはアメリカは、仮にアメリカが当事者となつて武力紛争を、イラクのような場合、起こしたときに、ではアメリカはイラクの文化財を守る義務というものがあのかどうか、それともそれは全くないということなのかどうか、そこをまず御説明いただきたいと思ひます。

○猪俣政府参考人 条約の問題でございますので私の方から答弁させていただきますけれども、締約国でなければ当然条約上の義務というのは生じませんので、その限りにおきまして、今の設定のお話でありますと、適用の対象にはならないというところでございます。

○笠委員 このアメリカについては、イラク戦争など武力紛争の当事者に、残念ながら、なる機会がこの近年多かつたと思います。

それで、イラク戦争でも、当時かなりの問題になりましたけれども、相当な文化財が失われたのは御存じのとおりで、とりわけ、占領後、イラク国立博物館が略奪の対象となつて、文化遺産がそういう略奪行為の被害に遭うということが残念ながら起こつたわけです。

ただ、一方で、イラクは、ハーグ条約あるいは議定書、ともに一九六七年に締結をしているわけですね。ということは、そもその問題として、たとえ締結したとしても、このように、実際には守れなかつたということについては、これはこれから日本としても、本当に実効性を高めていくために何をやらなければいけないのかということを考えていかなければならないんですけれども、当時イラクの国立博物館というのは、イラク的に言うところと保護される対象、これはアメリカに對してということとじゃなく、保護される対象としてはリストアップをされていたのかどうか、ちよつとお答えをいただければと思います。

○岩屋副大臣 済みません、ただいまの御質問は突然の御質問だったので、博物館そのものが登録されていたかどうかというのはちよつと今確認できません。

先生御指摘のように、あのイラクへの武力行使の際の混乱によつて、博物館などで数多くの貴重な文化財が被害を受けたと承知をしておりますが、当時報道でもありましたように、それはどちらかというと自国民による略奪が多かつたのではないかと承知をしております。米軍による文化財の組織的な破壊、略奪行為があつたという情報には私も接していません。

○笠委員 略奪が、そのほとんどがイラク人によつて、自国民によつて行われたとしても、占領下にあるわけですね。ということは、アメリカ力、あるいはイギリスであれ、その占領している側に、そういった文化財の警備をするあるいは守る義務というものは、このハーグ条約を締結していた場合には生じるのか、あるいは締結していないから守る義務というものはないんだということ

になるのか、その点をちよつと事務的に答えたいだけだと思います。

○猪俣政府参考人 条約の締結国であれば、その締結国が仮に占領しているという状況におきまして、占領下にある文化財を保護、守るという義務が生じます。

○笠委員 ということは、すなわちアメリカやイギリスにはそれを守る義務というものは、少なくともこの条約上はなかつたというのか、締結していないからなかつたということと理解するんですけれども。

要するに、私が申し上げたいことは、紛争の際には、一方の当事国が締結してなければ、たとえハーグ条約を批准し締結していても、実際には文化財が守られるという実効性というものが担保されていないという、この一面は大変大きな今後の課題ではないかというふうに私は思っております。

そこで、実効性を高めていくために、我が国として今後、例えば未締結の国々、特段アメリカなどに對して、これは外交として締結を働きかけていく考えというものがあつたかどうか、岩屋副大臣にお伺いをいたします。

○岩屋副大臣 先生おっしゃるとおり、より多くの国がこの条約を締結することが重要だと私も考えておりまして、私もこの条約を締結した後には、御指摘の米軍を含む関係国に對しまして、条約等の締結に向けた働きかけを行つていく所存でございます。

○笠委員 こういう文化財における外交というのは日本として大変積極的に貢献できる分野だと思いますので、その点は今後ぜひ政府として積極的に働きかけをして、せつかく半世紀たつて加盟をするわけですから、この後日本がその中でどういう形でリーダーシップを発揮していくのかということとは本当に大事な点だと思いますので、これはぜひお願いを申し上げます。

ちよつと順番が前後するんですが、このことに関連しまして。

ブルーシールドの国際委員会というものが現在あるんですけども、これは、各国NGO等々が一緒になって取り組みを進めていくためにつくられているものなんですが、今、限られた国ですけれども、ブルーシールドの国内委員会というものも設置している国があるんですね。

それで、国際会議等々の中で、この国際委員会と、国内委員会を設置している国々が一緒にいろいろな会議をやつて、文化財を守っていくための枠組み、あるいはそういう実効性ということについてもかなりいろいろ議論をしているというように伺っているんですけれども、今回、我が国が締結後に、そうしたブルーシールド国内委員会などについても、我が国として国内の委員会を設置するような考えがあるのか、このことを外務省にお伺いしたいと思ひます。

○高塩政府参考人 お答え申し上げます。

今先生御指摘になりましたブルーシールドにつきましては、国際委員会というものがございまして、これは一九六六年に設置されまして、国際公文書館会議、それから国際博物館会議、記念物及び遺跡に関する会議、国際図書館連盟により構成されるいわゆるNGO、非政府組織でございまして、条約の遂行につきましても、ユネスコを支援するということを目的としておるものでございします。

お話のございましたブルーシールド国内委員会は、その国際委員会の活動を国内で支援する組織でございまして、現在、十以上の国で設置されているというふうに承知いたしておりますので、これらの国内委員会につきましては、災害等の緊急事態への対応などでその活動への期待が高まっております。

我が国におきましても、既存の組織等の活動を視野に入れますと、この法案の成立を踏まえまして、国立国会図書館を初め関係の機関とともに、国内委員会についての検討を行つてまいりたいというふうに考えております。

○笠委員 次長にちよつと確認したいんですけれども。

ということ、設置の方向で検討をしていくというところでよろしいでしょうか。

○高塩政府参考人 私も承知してございますが、今、国立国会図書館中心にそうした動きがございしますので、そうした動きと連携してまいりたいというところでございます。

○笠委員 この点については、今確かに国立国会図書館の方でということですが、ぜひ政府としても後押しをしていただき、これはいいことだと思ふんです。まだ十数カ国ですから、日本としてこの国内委員会というものを設置して、他の先進国はまた設置ができていますから、五十年ぶりと、ちよつとおくれた分、今後のことが大事なので、ぜひ設置へ向けて積極的な働きかけをしていただきたい、そのことを申し上げておきたいと思ひます。

次に、今回の法律案について幾つか具体的に確認をさせていただきます。

まず最初に、今回我が国は、この議定書にある文化財の返還の義務、このことについての規定を留保するというところになつておりますけれども、議定書Ⅲの規定によつて認められているこの留保宣言によつて、我が国は文化財の返還の義務については留保をします。この留保した理由というものを、まず最初にお伺いしたいと思ひます。

○岩屋副大臣 この議定書は、締結国の義務として、武力紛争の際に占領地域から自国に輸入される文化財を管理する、それから、武力紛争終了の際に、管理していた文化財を占領地域に返還することを定めているわけでございます。

我が国といたしましては、このような義務を履行するために、今国会に提出されております武力紛争の際の文化財の保護に関する法律に基づき、次のような措置をとることにしております。

まず、占領地域から輸出された文化財が我が国に流入することを防ぐ、水際で規制をする。輸入を承認しないという措置にならうかと思ひますが、それをやる。にもかかわらず輸入された文化

財については、散逸、滅失を防止するための規制を課すということにしているわけでございます。さらに、領域内に輸入された文化財のうち、国が管理しているものについては、武力紛争終了の際に、占領された地域の権限のある当局に返還することといたしております。

他方で、善意の所持者が管理をするもの、そういう、文化財であって、盗品である、略奪されたものであるということを知らないで、善意で所持をしているものについては、民法の第九十三条の規定によりまして被害者に返還することになります。その規定によれば、盗難または遺失のときより二年を超えた場合にはその物の回復を請求することができなくなる、基本法であります民法にそういう規定がございますので、この部分については留保せざるを得ないというふうに判断をしたところでございます。

○笠委員 今御説明があったように、民法の百九十三条の規定によつてというお話があるあつたんですけれども、善意の取得者に対しては、盗難または遺失のときより二年間その回復を請求できるのみだということですね、言いかえるならば、占領地域から流入した文化財、これは水際で止められればいいんですけれども、そうでない場合もやはりあると思うんですね。民法だけでは、売り手というのは逆に責任逃れをしやすくなるし、今後は買い手の側からすれば所有権が与えられるということにもなりかねない。ちよつと私は、これだけでは非常に甘いんじゃないかというふうな気がしております。

今の二年を、例えばもつと期間を、十年にするとか、延長するとか、そういう何か対応をしないかなければ、なかなかこの流入というものを防ぐことはできない。そういうふうなことを非常に危惧するわけですが、その点について、今後どういふふうな形で対応していくのか、もし今検討されていることがあればお伺いをさせていただきます。○岩屋副大臣 その点はちよつと外務省の範囲を

超えると思いますが、基本法であります民法を、その部分を先生おっしゃるよう改正してまで締結すべきことなのかどうか。やはり全体の法体系のバランスとかいろいろなことを考えなきゃいけないというふうな思っておりますので、不十分ではないかという御指摘は承りますが、現在においては、国内法との関連上、民法の規定を改定してまで締結するには及ばないのではないかと、このことで、その部分は留保させていただいた上で条約を締結させていただきたい、こう考えているところでございます。

○笠委員 私も、これは本当に、現在の法体系では確かに留保せざるを得ないということは理解できます。ただ、その点も今後検討していく課題として、ぜひ御認識をいただきたいということを申し上げたいと思います。

もう一点、被占領地域から流出した文化財を輸入する場合には経済産業大臣の承認が必要である」と本法律案の第五条に規定されているんですけれども、基本的には、輸入が認められることは恐らくないのではないかと思います。

ただ、輸入が認められなかった場合に、所有者がその所有権を放棄することも考えられると思うんですよ、恐らく認められないので。そうした場合には、その文化財の保管とか、あるいは返還についてはどのような措置がとられるのか。これは事務的に答えをいただければと思います。

○高塩政府参考人 今先生御指摘のように、これは輸入の規制をいたしまして、被占領地域の流出文化財であれば、その時点で輸入を認めないというところでございます。

それから、今先生御指摘のように、輸入した者が放棄した場合に国が没収するということになりまして、国の方においてその文化財を流出した国に返還するという手続になるといふふうに考えております。

○笠委員 それでは、次に、ブルーシールド、いわゆる特殊標章、このことについて幾つか具体的にお伺いをしたい。

済みません、先ほど冒頭にちよつとお伺いをしたんですけれども、先に強化保護の文化財の指定についてお伺いをしたいんです。

この締結をした後、国内では、いろいろな形で、何を具体的に指定していくのか、どの文化財を強化保護の文化財として指定していくのかというこの作業に当然入っていくことになると思うんですけれども、まず最初に、この条約が締結をされた後、もう速やかにその指定をしていくような段取りになっていくのか。それとも一点は、指定される範囲ですね、どういう基準でこの指定を行っていくのかということをお文化庁の方にお伺いしたいと思います。

○高塩政府参考人 お答え申し上げます。今先生御指摘のありました強化保護文化財につきましては、現在、武力紛争の際の文化財の保護に関する委員会、これはユネスコの方でございますけれども、におきまして、強化された保護の付与に係る詳細な手続、基準について作成中であるというふうに承知いたしております。

私どももいたしましては、この手続それから基準を踏まえまして、どのような文化財を対象にしていくかということを検討することになるわけでございますけれども、第二議定書におきましては、強化文化財の要件につきまして、例えば、人類にとつて最も重要な文化遺産であること、また、当該文化財が文化上、歴史上特別の価値があり、最も高い水準の保護を確保する適当な立法上、行政上の国内措置により保護されていること等々の要件がございますので、こうした要件も踏まえまして、今ユネスコの方で検討されております基準等が作成されるのを受けて、今後検討を行っていくことになろうかと考えております。

○笠委員 確認なんですけれども、確かに、どちらかというと、今のお話にあったように、この第一の要件として、文化財が人類にとつて非常に重要な文化遺産であることというだけで、各国共通の明確な基準が定まっていらないわけですね。

各国にその基準は今ゆだねられているというふうな状況だと思っております。ということは、今のユネスコで検討されている、もう少し踏み込んだ共通基準というものができてから、我が国としてはその具体的な選定に入っていくということではないのかどうかということ、ユネスコで検討されている共通基準のもののというのは大体いつぐらいに出てくるのか、その点についての見通しをお答えください。

○高塩政府参考人 お答え申し上げます。今先生おっしゃられたとおり、ユネスコの具体的な基準等を受けまして、私どもで検討に入るといふことを考えております。

この第二議定書は二〇〇四年に発効いたしておりますので、それから検討しておりますので、私ども、いつまでにその基準が示されるかということには必ずしも承知していないわけでございます。

また、我が国におきまして、この強化保護文化財のリストをつくっていくということにつきましても、今すぐに我が国が武力紛争事態になるということを想定されないということもございまして、そういったさまざまな状況を踏まえまして、私どもとしては検討を行っていくというふうに考えております。

○笠委員 確かに今すぐに想定はされないでしょうし、あつてはならないことだとは思いますが、中でも、確かに、何が起るかわからないという中では、確かに、実際に指定をするのは、ユネスコの今の検討されている基準が決まってからでもいいと思ひますけれども、ある程度、重要文化財なのかどうなのか、あるいは世界遺産に登録をされているものになつてくるのか、その辺の国内における検討を政府として進めておくことは、これは別に並行してやっても私はいいのではないかと、思ひますけれども、その点について、伊吹大臣、どうですか、そこあたりは。

もちろん、正式な決定はユネスコの基準が出てからということですが、せつかくこれから締結をするわけですから、それを受けて、独自に

国内でやはり検討していくべきではないかということについてのお考えをお願いします。

○伊吹国務大臣 世界文化遺産とかいろいろ既に指定されているものもあるわけですから、ユネスコでの審議の状況も見きわめながら、腹づもりをしておくということは大切だと思いますが、とかくこういうものはだれかがべらべらしゃべりやすいもので、陳情合戦とかいろいろなこともありま

すから。

まあ、内々、先生の御注意を拳々服膺して、検討させていただきたいと思ひます。

○笠委員 陳情というものがどれくらいあるのかよくわかりませんが、その点についてはぜひ検討をしていただければと思ひます。

それで、もう一点、今回の条約の第一条の(c)に規定する記念工作物集中地区の指定というものが、これは文化財が多数所在する地区を本条約の保護を受けるものとして定義をされているわけですね。諸外国の例でも、特別保護文化財として登録されているパチカンでありますとか、あるいは記念工作物集中地区として挙げられているわけですが、我が国では、この記念工作物集中地区については文部科学大臣が指定をするということになっておるんですけれども、どのような地区を想定されるのか、その点についてお答えをいただければと思ひます。

○高塩政府参考人 お答え申し上げます。

今先生御指摘のございました、条約の第一条の(c)に該当いたします文化財が多数所在する地区、いわゆる記念工作物集中地区につきましては、この法律の第三条一項に基づきまして、文部科学大臣が指定することになるわけでございますけれども、実際にどのような範囲で指定するかにつきましては、武力紛争時に想定される状況や事態の対応など、文化財の分布等を勘案しつつ指定することとが適当であるというふうに考えております。

具体的には、多数の重要文化財等が集中しております神社の境内地、世界文化遺産などが対象になり得るものというふうに考えております。

○笠委員 これはちよつと確認なんですけれども、この記念工作物の集中地区として、特別保護文化財として、例えば先ほど話があった京都であるとか奈良であるとか、世界から見ても本当に世界の文化遺産としてきちつと守っていかなければならないと認識されているような市、町、というものを特定して、それを指定するというような考え

というものがあのかどうか、あるいはそれができのかどうか、その点について伺いをいたしたいと思ひます。

○高塩政府参考人 お答え申し上げます。

記念工作物集中地区につきましては、条約上、その明確な範囲というものは定められておりませんが、広く一つの県ないし市を単位として指定することにつきましては、各国の理解を得にくいものというふうに考えております。

例えば、先生御指摘の奈良や京都全体を記念工作物集中地区として指定する場合には、平時から当該地域に對しまして一定の保全措置を図るということがございますけれども、関係省庁それから地方公共団体、当該地域住民等の協力が必要でございます。まして、広範囲にわたる指定につきましては調整が困難であり、それはなかなか難しいというふうな考えておられて、もう少しそれよりも集中した形、例えば、京都、奈良であれば、世界遺産に指定をされております古都京都の文化財、古都奈良の文化財ということになっておりますので、県全体とか市全体ではない、そういった単位の指定になるのではなからうかというふうに考えております。

○笠委員 ただ、世界遺産に登録されているような文化財だけといっても、例えば町並みであるとか、あるいはそれに指定をされていないけれどもやはり町全体を残していかなければならないとか、きょう冒頭にお伺いしたように、日本がこれまで第二議定書ができるまで批准をしてこなかった大きな理由の一つとして、やはり京都や奈良、そういったところを私は想定して、日本としては

そういったところが指定をできないのであればこれは難しいというようなことが大きな理由としてあったと思うんですね。

ということとは、今乗り越えていかなければいけない自治体の協力であるとか、いろいろあるにしても、やはりその範囲を広げて指定をしていくということも考えていいのではないかと思ふんですけれども、先ほど言ったように、これはまだ全くそういうことは考えられないのか、確認なんですけれども、それともそういう指定をする可能性もあるのか、ちよつとその点、もう一度確認させていただきます。

○高塩政府参考人 この記念工作物集中地区につきましては、指定の際には、文化財の専門家等から成ります会議におきまして御検討いただくということでございます。

範囲につきましては、先ほど申しましたけれども、余り広い範囲ということではなかなか難しいですけれども、先生今の御質問の冒頭にございました、いわゆる町並みといった、伝統的建造物群というのが今全国に七十九カ所ございますけれども、そういうところを指定することは十分考えられるというふうに考えております。

○笠委員 そのことはまたその委員会等々で検討されていくんでしょうけれども、そもそも、じゃ何を守るのかと。日本にとつて、また世界にとつて、これは文化財というものの範囲そのものにもかかわってくるテーマであると思ひますので、この締結をされた後、またぜひ当委員会等々でも議論をさせていただきたいと思ひます。

次に、ブルーシールドの特殊標章のことについて若干お伺いを具体的にさせていただきたいと思ふんです。

本法律案の第六条で、武力攻撃事態において、次の場合を除いて特殊標章の使用は禁止されるといふことで、一つ目に、国内文化財の管理者が、武力攻撃事態において、当該国内文化財または当該国内文化財の輸送のために使用する車両を識別する目的で使用する場合、二番目として、武力攻

撃事態において、国内文化財の保護に関する職務を行う国または地方公共団体の職員等を識別させるため交付された特殊標章を表示した腕章及び身分証明書を着用、携帯する場合といふことがあるわけでございます。

この一つ目の、管理者が、武力攻撃事態において、当該国内文化財または当該国内文化財の輸送のために使用する車両を識別する目的で使用する場合なんですけれども、これは任意であるということが第六条の第二項で規定をされていると思うんですけれども、任意ということでは、わざわざ特殊標章を付す意義が、当該文化財が条約の保護の対象となる文化財であることを知らしめて攻撃を防止するということなわけですね、そうすれば、任意ということでは果たしてその意義というのが担保されるのかどうか、その点をお伺いしたいと思ひます。

○高塩政府参考人 お答え申し上げます。

先生御指摘のように、条約上、また法律上におきまして、この特殊標章を武力紛争時に文化財につける、識別させるためにつけるかどうかはあくまで任意だということでございますけれども、当然、文化財の保護というのは非常に大切なことでございまして、私もといたしましては、この法律の制定後につきましては、文化財の所有者に對しまして、この特殊標章の制度につきましても十分周知を行ひまして、こういった仕組みがあるというこのことの理解を求めていきたいというふうに思っております。

○笠委員 保護する対象としての文化財をどうするのかということとは、先ほどまだ時間がかかるというところなんですけれども、仮にその対象が決まってきたときに、実際にこのブルーシールドをいつの時点で、これは決まったらもう平時から登録されたことを受けてすぐに、このブルーシールドをつけて表示をしていく、そしてまた認知をさせていく、周知をさせていくということになるのかどうか、その辺の段取りについてお伺いをできればと思ひます。

○高塩政府参考人 お答え申し上げます。

この特殊標章、ブルーシールドにつきましては、あくまで武力紛争時において、まさに攻撃を避けるための文化財の識別を容易にするための標章ということでございまして、平時においてこのブルーシールドを表示するということについては格別の意義がないというふうに考えてござい

す。

ただ、武力紛争時というのはいくつかなる事態が起きるかわかりませんから、どういう形で表示のための準備をするかということについては、その所有者は日ごろから考えておかなければならない問題だというふうに考えますけれども、現時点においてこれを準備することとは私どもは考えていないというところでございます。

○笠委員 私は、武力紛争のときに表示するというのは、もう現実として無理だと思えます。いつ来るかわからないわけですし。ちよつと例は悪いかもしれませんが、北朝鮮あたりから突然の攻撃を受けるという事態になるようなことだつて、これはゼロではない。そういうときには、文化財これを守るんだなんていうことの前に、まずは人命ですよね。そうしたらやはり、平時からしっかりと。

もちろん所有者の方が表示してほしくないというところであれば、それは別かもしれませんがけれども、基本的には、平時においてしっかりと指定をして、そしてこの文化財というものはそういう対象になつていくんだということを、これは海外に向けてだけではなくて、我が国の国民に対してもしっかりと認知をさせておかなければ、恐らくこういう条約を批准しても、ほとんどの方はわからないと思うんですね。そんなことをやっているのかと。

ですから、やはり意識をしっかりと高めていくために、ある程度、これは登録をされたら速やかに平時においてこのブルーシールドをきちつと表示していくべきであると私自身は考えているんですけれども、この点について、例えば大臣、何

か御所見があればお願いいたします。

○伊吹国務大臣 条約を読んでも、平時において先生がおつしやつた標章を使用することを禁止しているわけではありませぬのですね。ちよつど、赤十字というか、レッドクロスのようなものだと思ひます。戦争のときも、赤十字をつけているものについては攻撃をしないとか。

ですから、平時において赤十字を使つてはいけないということはないわけですから、多くの方々にそれを理解していただいて、その精神をわかつていただくために、先生の御提案のことをやつて悪いということはないと思ひますから、よく事務的に検討させたいと思ひます。

○笠委員 本当に大臣に前向きな御答弁をいただきましたので、時間が参りましたけれども、今回の条約を批准する、そして締結をするということ

は、私も大いに歓迎をしたい、これは当然のことだと思つています。ただ、やはり、条約の締結をしたものの、これは世界全体として実効性をいかに担保していくか。あるいは、我が国の文化財を守つていくために、いかに、こちらの方の実効性も含めて、今後また政府内において、とりわけ文科省と外務省、関係の一番深い省庁でござい

ますので、ぜひその点についての積極的な今後の施策についての御検討をお願い申し上げます。

○榎屋委員長 次に、石井郁子君。

○石井郁子委員 日本共産党の石井郁子です。武力紛争の際の文化財の保護に関する法律案に

関して質問をいたします。

今回の法案は、武力紛争時に被占領地域から流出した文化財を被占領地域流出文化財として指定し、輸入の規制を行うものです。また、我が国に輸入された被占領地域流出文化財の損壊や譲渡等に罰則を定めるものであります。人類共通の財産である文化遺産を守ることは各国に課せられた課題ですから、当然賛成いたします。

ところで、我が国が過去に他国を占領し、その地域の文化財を略奪のようにして我が国の文化財

のように扱つていくケースが多々ございます。東京上野の国立博物館が所蔵し、展示されております金銅透彫宝冠、金銅翼状冠飾、金製心葉形垂飾耳飾、ちよつと写真が小さくて恐縮なんですけれども、こういうようなものなんです。宝飾とか冠とか耳飾り等々でございまして、なども、など八点が国指定の重要文化財となつております。

これらはもともどこの国あるいはどの地域からのものなのか、これは大臣からお答えいただければと思ひます。

○伊吹国務大臣 先生から御質問があるということでも私も少し話を聞いてみました。これは、現在でいえば大韓民国の地域から出土したものであつて、当時、小倉さんという方が購入をされ、そして国立博物館に寄附をされたものと伺つております。

○石井郁子委員 朝鮮半島からのものだということを答弁いただきました。

お話しのように、これは、一九八一年に、財団法人小倉コレクション保存会が国へ寄贈しました。それで国立博物館所有になつたものです。終戦前の朝鮮半島において南鮮電氣社長であつた小倉武之助氏が、占領下の朝鮮で最も食欲に朝鮮美術を収集され、密航船をチャーターして日本へ持ち帰つた収集家として知られているところでござ

います。

もう一点、これも大臣にお聞きしますけれども、東京芸術大学に保存され、重要文化財となつています金錯狩獵文銅筒、これはどこの国のもの

でしょうか。

○伊吹国務大臣 これは、現在の韓半島の北朝鮮部分から出土をして、所有者から東京芸術大学に寄附されたというふうに伺つております。

○石井郁子委員 中国の漢時代のものだということになつておりますが、これも、昭和二年七月に、当時の東京美術学校が小場恒吉氏から購入した。昭和十六年に国所有の重要文化財に指定されております。

そのほかにも、有名な、我が国には、十六世紀

に豊臣秀吉の朝鮮出兵時に日本に持ち帰つた文化財、また、日本が朝鮮併合や中国侵略によつて朝鮮半島や中国大陸などから発掘や略奪によつて日本に持ち帰つてそのまま所有している、所蔵している文化財というのは相当数に上るわけでございます。

これらの実態について調査はされているんでしょうか。

○高塩政府参考人 お答え申し上げます。

調査はしていません。

○石井郁子委員 それは大変問題ではないかというふうに思ひます。

少し申し上げますけれども、国立国会図書館の調査によりまして、東京根津美術館の庭園には、高麗青磁陰刻淨瓶などとともに李朝時代の石塔などいろいろございまして、それから、宮内庁の書陵部の皇室図書館には朝鮮王室の儀軌があり、また、大阪市立美術館には、李朝時代の舍利塔、高麗時代の座仏像等々がございまして。本当に一つ一つ挙げることはちよつとできませんけれども、各地にこうした文化財が存在しているわけですね。

韓国の国際交流財団が、一九九三年から九六年にかけて、日本の国公立の主な美術館や博物館、大学に所蔵されている朝鮮文化財の実態調査をされて、報告書が出ております。それによりまして、現在日本には、認知されているだけで二万九千点に上る韓国文化財が所蔵されている。国立博物館の小倉コレクションの先ほどの千二百二十一点、大阪市立の東洋陶磁美術館の安宅コレクションの八百点、天理大図書館の夢遊桃園園など百点等々が挙げられております。これらは氷山の一角だと思ひますけれども、そのほか、個人コレクションによつての所蔵等々があると思ひますが、韓国の文化財というのは三十万点に及ぶだろうと言われているんですね。

私は、これらの実態、所蔵の状況についてやはり調査をすべきだと思いますが、この点、いかがですか。

○高塩政府参考人 お答え申し上げます。

一般に、調査等を行う場合にはその目的を明確にする必要があるわけでございますけれども、御指摘のような相当膨大な業務量を伴うことが予想されます調査を、はつきりした目的もなく行うということは難しいものがあるというふうに考えてございます。

○石井郁委員 今答弁でお認めになったように、膨大な量に及ぶ、これはお認めになったわけですね。膨大な量だから難しい、そしてまた、目的を示さなきゃいけないというんだったら、目的をちゃんとお示しになったらどうですか。これは目的はあるんじゃないですか。目的をちゃんと示すことはできると思うんですが、いかがですか。

○高塩政府参考人 お答え申し上げます。

私どもは文化財の保存管理を任務といたしておりますので、全国の文化財の状況について把握するという任は負っているわけでございますけれども、基本的には、私どもは、文化財保護法に基づきます指定文化財というものを中心に、その管理を行うということをお願いいたしております。全国津々浦々にございます文化財を把握することとはなかなか困難であるというふうに考えてございます。

○石井郁委員 国と国との関係する問題もありますし、それだけに、きちんとこういう実態というのを私は把握すべきだ、調査すべきだと思います。全くそれはやる気がないという状況というのは、私は非常に遺憾に思います。

日韓条約のときには、陶磁器など千四百二十七点、韓国側に引き渡されているんですよ。だけれども、当時、小倉コレクシオン、これは私的なものでしたから返還の対象になっておりません。それで、日韓条約締結後の一九八二年に国立博物館に寄贈されている。だから、今これは国の所有になっているわけですよ。

国立博物館に保存、展示されているこの小倉コレクシオン、それから、宮内庁の書陵部、きょう

おいでいただいているんですけれども、皇室図書館所蔵の朝鮮王室儀軌など、つまり、公的機関が国指定の重要文化財ということで保存し展示している。これは、このままで済むんでしょうか。今後どのような対応がされていくのかということ、私はぜひこの機会に文化庁に伺っておきたい。

それから、宮内庁にも、この朝鮮王室の儀軌というものについて、若干の説明を含めて、どういう対応をされていくのか、お聞きしたいと思っております。

○高塩政府参考人 先生から御指摘のございました韓国との関係でございますけれども、昭和四十年の十二月に、日韓基本条約の後でございますけれども、私どもは、日本にある韓国由来の文化財を韓国に返還する義務はないという基本的な立場は維持しつつ、当時、日韓間の友好関係の増進を考慮いたしまして、韓国政府との間で、文化財及び文化協力に関する日本国と大韓民国との協定を締結いたしました。日本にある韓国由来の国々の文化財のうち三百五十九件、千三百二十一点を韓国側に贈与したところでございます。

これらの文化財につきましては、日本に所有する韓国領域に由来するもの、また、当時は国立博物館は国立でございますので国でございます、現在は独立行政法人ということで国から離れておりますけれども、当時、我が国の国立博物館に所有する、また韓国に同種のものが多いもの等を、韓国側等の希望を勘案して、協議の上、その文化財を贈与したという経緯がございます。

○折笠政府参考人 お答え申し上げます。

宮内庁の書陵部には、いわゆる儀軌と名のつく書籍は約八十部、百六十冊ほどございますけれども、この大部分は、大正十一年に、朝鮮総督府から当時の宮内省に移管されたものであるということで、それ以外のものでは購入したものもございます。

これにつきましては、先ほど文化庁が答弁されたのと同じでございますが、昭和四十年の日韓両

国間の協定によりまして既に措置が講じられた問題であると承っているところでございますので、当該物品の管理を担当しております宮内庁としてはお答えする立場にございませんので、御了解いただきたいと思います。

○石井郁委員 こういう機会ですから、儀軌というのがどういう史料的なというか歴史的なものなのかについても、ちょっと一言御説明いただけたらと思つたんですが、いかがですか。

○折笠政府参考人 儀軌と申しますのは、朝鮮王室儀軌と一般に呼ばれていますが、そういう名前の本はございませんで、いろいろな行事ごとに何とか儀軌というふうな名前がついて、それぞれの行事の次第あるいは作法などを図と文章で記録した書籍でございます。そういったものが百六十冊ほどあるということでございます。

○石井郁委員 私、先ほどの文化庁の答弁を聞いてちょっと驚いたんですけれども。だから、一部は寄贈という形にするのが、その表現はあれですけれども、返還している部分はやはりあるわけですね。日韓条約に基づいて。あるいはその後もあると。しかし、今、国立博物館は独立行政法人だから国とは直接関係ないんだみたいな話をされたのは、私は本当に驚きました。独立行政法人だつて国のいわば所管の中にあるじゃないですか。国から予算も出しているところでもあります。だから、国とは関係ないんだみたいな話をされるのは、私は到底容認できないわけです。

現実には国立博物館が所蔵している。公的機関、宮内庁も公的機関として所蔵されている。しかも、それは朝鮮王朝にとつての非常に重要な文化財だという問題が今起きているわけですね。今後、これについて、やはり、返還というようなことが持ち上がるんじゃないでしょうか。そのときにどういう対応をされるんですか。あるいは、そのときに、返還というふうな方向でやはり考えなくちゃいけないことではないのかというふうに思うんですが、この点は、現場サイドはなかなか物が言えないような宮内庁の話がございましたか。

ら、大臣、いかがですか。

○伊吹国務大臣 まず、先生、政治家としての道義あるいは感情ということは一つあります。それは私も決して軽視をするわけではありません。そのことは、翻つて、国と国との間の友好あるいは品格ということにはなつてくると思っています。しかし、現実の国際社会というものは、国際法と条約によつて国と国との関係が守られている、秩序は維持されているということは、これはもう厳然たる事実です。

御承知のように、昭和四十年に、日韓の国交正常化に際して、我々は条約を結んだわけですね。そして、お互いの負っている賠償あるいはその債務についてどう処理するかというのを国と国との間で約束をした。そしてその際に、先ほど政府参考人が申しましたように、文化財及び文化協力に関する日本国と大韓民国との協定というものを結んで、それについては国会での批准をいただいているわけですね。その中で、我が国は、文化財の三百五十九件、千三百二十一点を韓国に贈与することによつて、この問題は国際法上の決着はついているわけです。

韓国あるいは韓半島由来の文化財がどういう形で日本にきているかということについては、正常な商取引によつて来ているものもあれば、あるいは、日本として韓国に対し贖罪的な意識を持たねばならないような形で日本にきたものもあるかも知れません。それは、ですから、そういうことは私たちも十分の重荷として背負いながら日韓関係を動かしていかなければならないということは、これはもうだれも否定できないことです。

ただ、法律上は、国際法上の決着はついているという問題ですから、それは、法律と、政治家としての道義を考えると、これからの日韓関係をどう動かしていくかということ、少しそれを先生、余り混同してやつてしまうと、国と国との関係はかえつて情緒的になるんじゃないでしょうか。

○石井郁委員 このことについて立ち入つて余り議論する時間ありませんけれども。

実は、最近では、ことし三月二十七日に、民間団体である朝鮮王室の儀軌還収委員会が北朝鮮の朝鮮仏教徒連盟と会合して、両団体は、日本の宮内庁が所蔵する朝鮮王室儀軌の七十一種と、重要な經典の貝葉経というのがあるようですが、その返還運動を共同で実施するという報道を見たわけでございます。

ですから、この問題はやはり決着がついていないわけですよ。決着がついていないというのか、これからの問題になっていくだろうというようなことで、私は、政府として、あるいは文化庁としての一定の対応が要るのではないかとこのように質問しているところでございます。

それで、ちよつと、こういう状況を國際的に見てもみすと、オーストリア政府というのは、一九八八年に美術返還法を策定しているんですね。ナチスが略奪したユダヤ人家族のコレクションに関して国立美術館のコレクションを調査している。それによって該当する作品をもとの持ち主に返還している。実際に、クリムトの作品を初め多くの作品が返還されているというんですね。

ある日本の識者が、日本人はこの問題に無知と言っている状態だ、日韓の意識のギャップを埋めることが大切ではないか、こういう指摘もあるわけでございます。

ですから、私は、戦争時、あるいは、それはどういう経路とか、いろいろあったかもしれないけれども、略奪をした文化財が中に含まれている、いろいろな問題があるという問題についての対応というのはやはり検討すべきだというふう

に思っています。大臣、もう一言いかがですか。

○伊吹国務大臣 先ほど私が申し上げましたように、国と国との関係は、國際法体系のもとで条約、協定によって、お互いに主権を持っているもの同士の間で締結されたものは、やはり基本的に尊重しなければならぬと思います。

今、先生がおっしゃったオーストリアの件については、これはオーストリア人たるユダヤ民族の人たちもその対象に含まれているんでしょう。で

すから、イスラエル国とオーストリア国との間の協定ではないかと思えます。それは国内法上のことを先生はおっしゃっているわけですから。

ただ、先生のお気持ちは、私たち政治家として道義的に常に持たねばならないということをお教えいただいているという意味では、どういふ態度で大韓民国あるいは北朝鮮の人たちと接するかという一つの重要な要素であるということとは政治家として認めるべきだと私は思いますが、国と国との関係は、やはり協定、条約によつて國際法上きちつと処理されていかなければおかしいことになってくるんじゃないでしょうか。

○石井郁委員 時間が参りましたけれども、それはもちろん条約というものはあるわけですが、私も、しかし、歴史的な制約もまたあるわけでございますから、絶えず見直していくということも考えなければいけませんし、また、私は、冒頭文化庁が全く調査する気がないというのは、本当にそれで文化庁たり得るのかということをやはり申し上げたいというふうに思いますので、こういう問題で真摯に取り組んでいただきたいということ強く申し上げて、質問を終わります。

○榊屋委員長 次に、保坂展人君。

○保坂展人委員 社民党の保坂展人です。私は、この法案に先立って、この委員会できょうを含めて四回目になりますけれども、日本美術刀剣保存協会の問題を大臣並びに文化庁次長にお聞きをしていきたいと思ひます。

この委員会では、「今月中」、つまりは昨年度中ですが、三月の末までに何らかの報告書を得るというところで、これは、委員長のお計らいで、理事会でも報告の概要を聞かせていただきました。

そこで、文化庁の次長の方から、刀剣協会から文化庁に向けて出された三十日付の報告書について話をさせていただいたんですが、説明を聞いていくうちに、窓口規制について、これはそのいろいろな改善策を示しているんだけれども、本音は違うんじゃないか、二月二十六日の文書について言及がないのではないかと、人事刷新、協会批判をし

てきた人たちが現実に追い出されるような人事が行われたんじゃないかということとその理事会でも指摘しました。

次長に伺いますけれども、この報告書の、文化庁が概要ペーパーの中で、これはわざと落としたのか、どういう意図だったのかわかりませんけれども、三ページのところに、いろいろな改善策をするということはその前に書いてあるんですよ、会員が否かのチェックをするとか、申請人の名前を審査員が判別できないようにするとか、重要刀剣の審査などは関係者はしないとか書いてあるんですけども、一番最後のところで、「審査の窓口については「法の下平等」の精神に則つて、資格制限を撤廃する方向で公正化を期したいと思つております」「これは今後貴庁と十分協議したい」といふふうにあるので、結局、平成十三年の文化庁の指導そのものについて、本心からは納得していませんよ、そこは話し合せてくださいということと言われたんじゃないですか。

○高塩政府参考人 お答え申し上げます。三月三十日に協会が提出した報告書におきましては、先生御指摘のなお書きの前に、明確に、今後とも理事等は申請をしないという方針を踏襲するというふうにご記載されまして、この資格制限は引き続き行われるというふうにご考えております。御指摘のなお書きの部分につきましては、今後貴庁、文化庁でございまして、と十分協議するということに記述されておりますので、協会の従前の主張と今回の報告は異なるものというふうにご考えております。

○保坂展人委員 これは伊吹大臣にも答弁をいただいておりますけれども、こうして会長とのやりとりが次長に託されたわけなんですけれども、その前に、たびたび挙げましたけれども、二月二十六日に出された「文化庁とのやりとりについて」という文書の中に、文化庁の指導なんというのはもう間違っているんだという表記がされておりますよね。

要するに、理事や親族の申請を拒否するのは弊

害が多いんだ、平成十三年は、文化庁の監督権行使(命令)ではないのだ、そして、この間もそういった文化庁からの指導というものが明確にあったわけではないとか、またさらに、橋本元総理が会長をされた時期の人事凍結というのは、御自身の亡くなった後の会長選任のことではないとか、まあこれはよくこままでいろいろなことではないかと、ものだなというぐらいに書いてありまして、文化庁は監督官庁でなくなる日が近いから、公益法人の取り消しなんて行わないだろう、こう書いてあって、最後に、「文化庁とは平成十三年の改善案に拘泥することなく、幅広くお話し合いをいたしておりますので、こう書いてあるんですね。

これについて、理事会などで配られたものであれば、きちつと撤回をして、間違っているところについては訂正なり、やはり不適当なところについては謝罪をしてほしいということを私は申し上げたんですが、これについての言及はあつたんですか。次長、お願いします。

○高塩政府参考人 御指摘の二月二十六日の文書につきましては、協会の内部の会議、理事会等で配付されたものであります。私どもの文化庁に報告されたものではございませんけれども、私どもといたしまして、このような文書が公益法人において作成されたことはまことに適切ではないというふうにご考えておる次第でございます。

三月三十日に提出されました今般の報告書には、この二月二十六日の文書につきましての直接の言及はございませんけれども、その内容を否定いたしましたしまして、協会の責任を認める等々のことが記載されております。また、報告書提出の際に、協会の事務局長からの謝罪を受けたところでございます。

○保坂展人委員 私は、この報告が出される前に、文化庁の担当課長に電話でお話をしまして、二十六日の内容はちゃんとけじめをつけなきゃいけないですよと申し上げたところ、これは、協会に対しては報告書の中にそのことを明示するように求めていくと、これは文化庁の課長から聞いて

いますよ。にもかかわらず、ないということですね。

つまり、文化庁次長、高塩次長は、二十六日に
ついて、この文書は不適当だった、申しわけな
かったということが報告になくてもいいと。口頭
で済みませんでしたと言ったのかどうか知りませ
んが、そういうことなんでしょうか。

○高塩政府参考人 大臣の命を受けて、私、
三月の二十七日に協会の佐々会長にお会いした
ときには、私どもとしては、基本的には二点、平成
十三年の文化庁の指導を受けまして協会が提出し
た改善措置内容につきまして、協会の責任におい
て行ったことを認めること、さらには、今後の改
善方策としてその方針を踏襲すること、この二点
についてのことを強く求めたところでございま
す。

したがって、この二月二十六日の文書、さ
らには、昨年の十月及び十一月に、私どももあ
てに、文化庁に対する報告が出ておりますけれど
も、そういったものについての逐一の言及はない
わけでございまして、私どもとしては、内
容的に私どもの指導の線に沿った報告が出たとい
うふうに考えております。

○保坂展委員 前回のやりとりで、次長は大変
まじめな方だとお見受けしますけれども、多少強
く言われたりすると、本当にこれは大丈夫ですと
と。しっかり指導する。本当にこれはぎりぎりの
事態ですよ、あつてはならないことがずっと起き
ている。しかも、いろいろ非常識なことが書かれ
ていますよね、この二月二十六日の文書には、厳
重に抗議をして、そしてこれは報告に載せるなら
載せる、こういうふうにしつかりやれるのかどう
か、私は大変疑問に思いました。

ただし、伊吹大臣は、自分がきちつと指導をし
ているんだから、進退も含めてこれはあいまいに
できない問題だということまで答弁をしてくだ
さい。きちつとやっていたら、ただいけるかと
思います。

同時に、私は懸念があつたんですよ。要する

に、三十日には理事会が開かれて、そこで理事が
行われる。聞くところによると、理事が、冒頭の
理事会で動議が出て、これまで文化庁の指導に従
うべきだという主張をしてきた方が会員除名、理
事解任、こういう動議が通つたそうじゃないで
すか。私は、改革と言つて、逆立ちになつていく、
こういう懸念を申し上げておつたわけですよ。

報告書が出たといつても、これは本当にA4判
で三、四枚ですよ。これまでの迷走をしつかり客
観的に総括をして、橋本龍太郎総理が会長時代
にどういうふうな改革をしたのか、それが
どうできなかったのかということをしつかり整
理をして、これにかかわつた人たちは、皆責任を
とつたり、あるいはきちつとした形で信頼を得る
ように再出発するということが人事の刷新じゃな
かつたんですか。大臣、どういうふうに思われて
いますか。

○伊吹國務大臣 保坂先生、我が方がしつかりや
らなければならぬことは、法のもとの平等を考
えて窓口審査を云々というふうなことも書いてお
りますけれども、法のもとの平等ということとは、
何をしてもどういふ立場であつても同じように扱
うということじゃないんですよ。例えば、競馬関
係に携わつてゐる人は馬券は買えないんですよ。
証券関係の仕事をしてゐる者は株式は買つちゃい
けないというものはあるんですよ。ですから、刀
剣の審査は、少なくとも自分あるいは身内の者が
当該協会の審査を受けて、それで指定をされると
その値が上がるというふうな社会的な不正を許さ
ない、これが我が方がやらなければならぬこと
ですよ。

このことが担保できれば、あと、協会内の組合
の問題とか人事の問題とかということとは、本
来、公権力が介入すべきことではないんですよ。
ですから、公益をしつかり守るということだけを私
は必ずやれ、その過程で先生と私のやりとりが何
か間違つて伝えられたとかそういうことについて
は十分注意をして謝罪を求めておけよ。

一々大臣が、社会的に問題になつた団体の会長

に会うなんということをやつていちゃ切りがあり
ませんから、これは担当の次長に、そのことをき
ちつと相手に伝えるように、そして社会的に不公
正なことをすることは、私が所管している団体で
ある限りは大臣は許さないということをきちつと
伝えるということが今回の結果ですから、あと
は、内部の運営のことについては、だれを首にし
ちやいかぬとかだれを理事にしろとかということ
は、少なくとも監督官庁が余り容喙すべきこと
ではないと私は思つております。

○保坂展委員 大臣は原則を述べられたんだと
思います。私としては、結局、この問題がこれだ
け長く尾を引いて、最終的な報告書を求めて、私
が求めたわけですけども、その報告書を決める
理事会で、むしろ文化庁の指導に従うべきだと
言つていた人が解任をされていくというようなこ
とがあつていいの。個人的には、これから大丈
夫なかなと非常に思います。

文化庁の仕事が一つあるわけですね。三年に一
回の実地検査というものが、こし該当年になつて
いるんですよ。そうすると、いろいろなことを
言われた、疑惑があるんじゃないか。今大臣は
おっしゃいましたよね、いわゆる関係者はやつ
ちやいけないんだ。しかし、関係者はやつちや
わけです。これについて、しつかりした鑑定眼を
持つてゐる、識見を持つてゐる人を連れて、しつ
かりと過去の審査がどうだったのかと検証するこ
とも含めて、今度、文化庁の仕事じゃないです
か。それを速やかにやるべきだと思います。いか
がですか。

○高塩政府参考人 御指摘の協会に対する実地検
査につきましては、この報告書の報告を受けまし
て、今月中の早い時期に準備を整えます。実地検
査の通知及び調査書の作成を依頼しまして、なるべ
く早く実施をしたいというふうな考えておりま
す。

また、その際には、今回の報告書の内容も踏ま
えまして、刀剣審査の公正性を担保するため、刀
剣の専門家、私どもの工芸担当の調査官も交えて

厳正に行つてまいりたいというふうに考えており
ます。

○保坂展委員 もう一点、協会に対しての補助
金や展覧会事業などへの協賛、後援などについ
て、今どう対応されてゐるんでしょうか。

○高塩政府参考人 協会は、私どもの選定保存技
術の玉鋼製造の保存継承のために、協会の行つた
継承事業に対して、これまで、その経費の一部を
補助しております。また、協会が行つております
現代刀作家作品コンクールにつきましては、文化
庁として後援名義等を交付してゐるところでござ
います。

文化庁といたしましては、今回の協会から出さ
れました報告書の内容また今後の運営状況を踏ま
えて対応を決定することということで考えており
まして、十九年度の補助金の交付につきましては
留保いたしますとともに、新作名刀展の協力につ
きましては判断を保留してゐるという状況でござ
います。

○保坂展委員 私は、きょうはこの問題はここ
で終わりますけれども、大変心配しております。
たたらというところができなくなると、刀剣文化の
根のところが成り立たなくなると専門家からお聞
きをしておりますので、今何が内部で起きている
のか、私も十分わかりませんけれども、しかし、
だれもが信頼できるところになつてほしいという
思いは同じですから、その点、よく御指導をお願
いしたいと思つております。

法案についてなんですけれども、先ほど等委員
からもありましたけれども、私は、武力紛争時の
文化財ということで思い浮かべるのは、やはりメ
ソポタミアの大変な襲撃事件。当時、ラムズフェ
ルド国防長官は、これも自由の代償だと言つてし
まつたんですね。そして、自由な人々が自由に過
ちを犯し自由に犯罪に走る、今回のバグダッド市
民の略奪行為によつて、これまで長年抑圧されて
いたイラクの人々が解放されたことが相殺されて
しまふのかとまで言つてしまつた。私は、これは
非常に不穏当な発言だと思つております。

また、先ほどもお話ありましたけれども、京都、奈良、鎌倉などの文化財が多くある都市が米軍の爆撃から免れて、結果として保存されている、その点の配慮がしっかりあったんだなというふうに私たちも思ってきましたけれども、どうも京都も原爆投下予定の中に入っていた、こういう話もあって、そう簡単じゃない。

やはり戦争というのは、今のメソポタミアの博物館の例もそうですけれども、文化財ということは、その国の人々、民族あるいは歴史、文化のアイデンティティーの根幹をなすものです。これを破壊してしまうということは自身を失ってしまう、あるいは戦意を喪失させてしまうということにもつながるんだということを思うわけですね。

今までのことについて大臣の所感を、基本的な考え方を聞ききたい。そしてまた、文化庁次長に対しては、こういった中で保護の取り組みが強化されることに意義があると思いますが、特別の保護や強化された保護の対象となるのは日本の場合はどういうものになっていくのかということについて、それぞれ、大臣から答弁をいただきたい。次長、後でお願いします。

○伊吹国務大臣 先ほども民主党の等委員にお答えしましたように、人類共通の資産ですから、お互いに自衛心を持ってそれを守っていくということとは当然のこと、その原則を今回の条約で記述しているという理解を私はしております。

ですから、戦争というのは国と国との主権のぶつかり合いであるわけですから、お互いに国家の存亡をかけて戦っているわけで、文化財があっても攻撃をしかねない場合もあるでしょうし、また文化財を盾にとつて軍事施設をつくりながら防衛をしていきたいというような動きもないわけではない。しかし、お互いにそこで、この条約を結ぶことによって、人間にはやはり良心があるんだということを示すということがこの条約のねらいだと思えますし、結果的に、戦争が終わった後、品格のない国家であるというそりを世界の中で受ける国はどの国かということはその戦争の中での行

為でわかってくるということだと私は思っております。

○高塩政府参考人 お答え申し上げます。

ハーグ条約に基づきます特別の保護制度につきましては、その制度の利用がしにくいということから第二議定書が締結されまして、強化された保護制度というのが創設されたという経緯がございます。

この強化された保護制度につきましては、現在、武力紛争の際の文化財の保護に関する委員会、ユネスコにおきまして検討されております。その中で詳細な手続、基準が作成中ということとを承知いたしております。

したがって、私どもとしては、当該手続、基準を踏まえまして、我が国としてどのような文化財を対象として要請していくかについて検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

○保坂展委員 もう一問だけ。

本法案の七条、八条で、正当な理由がないのに戦闘行為として文化財を損壊した者に懲役刑を定めているんですが、この場合、罰せられるのはその戦闘員個人なのか作戦の指揮官なのかということについて、文化庁次長にお答え願って、終わります。

○高塩政府参考人 処罰の対象者につきましては、実際にどのような者が処罰されるかにつきましては、なかなか一般論としてお答えすることは難しいわけでございまして、それぞれの事案におきまして証拠に基づきまして個別に判断されることになるというふうに考えてございます。

○保坂展委員 終わります。

○榎屋委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○榎屋委員長 これより討論に入るのでありますが、その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、武力紛争の際の文化財の保護に関する

法律案について採決いたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○榎屋委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ぶ者あり〕

○榎屋委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○榎屋委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時十三分散会

平成十九年四月十七日印刷

平成十九年四月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

A